

第9章 保存・活用の推進体制

1 各主体の連携

本市の歴史文化資源を保存・活用していくために、市をはじめとする行政機関だけで取組むことは困難であり、地域において文化財の保存・活用に関わる市民、所有者、文化財保存団体、教育研究機関など各主体と連携して取組を進めることが不可欠です。

2 計画の推進体制

(1) 市民

本市は、未指定や未登録など、その価値が十分に認識されていない歴史文化資源が多数あり、地域への愛着や誇りを醸成し、活力を生み出すため、地域住民による永続的な掘り起こしが必要です。

また、市民一人ひとりが歴史や文化の担い手であることを認識し、行政が提起する課題や解決方策に対する住民協働の場に積極的に参画するとともに、まちづくり協議会など地域団体の行う歴史文化資源を保存・活用する取組に参画するなど、市民が自らの問題として、地域一体となって取組を進めることが望ましい姿といえます。

(2) 所有者等

歴史文化資源の所有者・管理者等は、歴史文化資源を直接管理する立場としての重要性を認識し、その適切な保存管理を継続的に行う必要があります。また、行政及び地域等との連携のもと、歴史文化資源の防災・防犯対策の徹底に努めます。

また、地域への愛着や誇りを醸成し、活力を生み出すことに資するよう、保存管理及び防災・防犯、プライバシー保護等を前提として、歴史文化資源の公開や情報発信に努めます。

主体	主な役割
各文化財所有者、管理者	歴史文化資源の適切な保存・活用
各文化財所有団体、管理団体	歴史文化資源の適切な保存・活用

(3) 行政

本市の歴史文化資源の保存・活用については、高山市教育委員会事務局文化財課が主管課として担当しています。文化財課は二つの係を設置しており、文化財係が文化財の保護や歴史的町並みの整備等に関することを、文化財施設係が文化財施設等に関することを担当しています。

これまでに示してきた課題及び取組を踏まえ、10地域が一体となった歴史文化資源の保存や活用を進めていくために、文化財課を中心に、都市計画、観光振興、文化振興、地域振興、自然保護など、関連する施策を所管する部局が本計画の目標・方針を認識し、これまで担ってきた文化財行政を継続しつつ、さらに今後も情報共有や連携を深めて取組を進めていくことが重要です。また、本計画作成以後に取組を実施していく中で、さらなる改善や多様化が進むことも想定されるため、関係各課の役割や組織体制のあり方については、適宜検討を図ります。

主体	主な役割
文化財課（主管課）	歴史文化資源の保存・活用、歴史文化資源の調査・研究 等
各支所地域振興課	各支所地域の歴史文化資源の保存・活用
総合政策課	政策調整、若者等活動事務所（歴史的建造物）の公開活用
地域政策課	地域が主体となって取り組む歴史文化資源の保存・活用に向けた取組への支援
都市計画課	歴史的景観の維持保全
建築住宅課	建築物の耐震化、伝統的大工技術等継承への支援
観光課	歴史文化資源の観光面での活用等による地域経済の活性化
ブランド戦略課	歴史文化資源の活用のための飛騨高山ブランドの推進
商工振興課	伝統産業の振興、伝統工芸技術等の継承支援
環境政策課	自然環境の保全
生涯学習課	市民が文化に触れ、学び、楽しむ機会の充実
協働推進課	まちづくり協議会など市民と協働した歴史文化資源の保存・活用の取組推進
農務課	伝統野菜など伝統的な食文化の振興、農業振興による農村景観の保全
学校教育課	学校教育での地域の歴史や文化を学ぶ機会の充実
消防署	火災対応、救急、救助
予防課	火災等の被害防止のための取組
直営文化財施設	
飛騨高山まちの博物館	歴史民俗資料の収集・公開 歴史や文化の調査・研究
高山市風土記の丘学習センター	考古資料の収集・公開 埋蔵文化財の調査・研究

高山市教育委員会事務局文化財課の職員構成 19人(うち専門職員8人)

	配置	職員数	うち正規職員数
1	文化財課	9人 (うち専門職員2人)	正規6人 (うち専門職員1人)
2	飛騨高山まちの博物館	8人 (うち専門職員5人)	正規2人 (うち専門職員1人)
3	風土記の丘学習センター	2人 (うち専門職員1人)	正規0人

(3)-2 地方文化財審議会等

本市の教育委員会の諮問機関として、高山市文化財保護条例に基づき高山市文化財審議会を設置しています。審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存・活用に関する専門的及び技術的事項を調査、研究、審議し、並びにこれらの事項に関し必要と認めることを教育委員会に建議します。

また、高山市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、高山市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置しています。審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じて、保存地区の保存等に関する重要事項について調査、審議し、これらの事項について市長及び教育委員会に建議します。

主体	主な役割
高山市文化財審議会	教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存や活用に関する重要事項について調査、審議や建議を行う。
高山市伝統的建造物群保存地区保存審議会	教育委員会の諮問に応じて、伝統的建造物群保存地区の保存等に関する重要事項について調査、審議や建議を行う。

(4) 関係団体

本市は、景観町並保存会や高山祭の屋台組、伝承芸能の保存団体、史跡などの保存団体、樹木などの天然記念物を守る団体など、地域住民による活動団体が主体となって文化財の保存を担ってきました。これらの団体は伝統的な地域コミュニティであり、その絆は強く、伝統的な人々の活動もこれらの組織を中心に維持されてきましたが、人口減少や少子高齢化の影響により、組織の維持が困難となっています。市は、これらの団体の組織の維持と活性化を図るため、活動への助成、情報提供、研修等を通じて積極的に支援を行い、地域住民を主体とした文化財保存活動を推進しています。

これらの団体のほか、歴史文化資源の保護活動への支援を行う企業や、まちづくり協議会などの地域の団体、観光や商工などの各種団体、各学校や学術研究に取り組む団体など、歴史文化資源の活用や保存に取り組む団体があります。これらの多様な主体が相互に協働、連携を図り、行政がその全体を協力・支援する環境の整備を進めます。

また本市は、美しいふるさと認証制度として、高山固有の伝統文化、文化財、景観等を守る活動を行っている団体や個人の活動への認証を行うことにより、ふるさとの有形無形の伝統文化や文化財の保存・活用又は美しい景観の保全などの取組を推進しています。

[国]：国指定・選定 [県]：県指定 [市]：市指定
 重伝建：重要伝統的建造物群保存地区 有：有形文化財 無：無形文化財
 有民：民俗文化財(有形の民俗文化財) 無民：民俗文化財(無形の民俗文化財)
 史跡：記念物(遺跡) 天：記念物(天然記念物)

保存団体

主体	指定文化財等の内容
高山市景観町並保存連合会	伝統的建造物群保存地区及び高山市景観計画による保存区域
町並保存団体	
恵比須台組町並保存会	[国]重伝建 高山市三町(恵比須台組)
上二之町町並保存会	[国]重伝建 高山市三町(上二之町)
上三之町町並保存会	[国]重伝建 高山市三町(恵比須台組を除く上三之町)
片原町町並保存会	[国]重伝建 高山市三町(片原町)
鳩峯車組町並保存会	[国]重伝建 高山市下二之町大新町(鳩峯車組)
神馬台組町並保存会	[国]重伝建 高山市下二之町大新町(神馬台組)

船鉾台組町並保存会	[国]重伝建 高山市下二之町大新町（船鉾台組）
豊明台組町並保存会	[国]重伝建 高山市下二之町大新町（豊明台組）
浦島台組町並保存会	[国]重伝建 高山市下二之町大新町（浦島台組）
大新町1丁目3班町並保存会	[国]重伝建 高山市下二之町大新町（大新町1丁目3班）
越中街道町並保存会	[国]重伝建 高山市下二之町大新町（越中街道）
景観保存団体	
宝珠台組景観保存会	宝珠台組保存区域
下三之町中組景観保存会	下三之町中組保存区域
下三之町上組景観保存会	下三之町上組保存区域
片原町景観保存会	片原町保存区域
上三之町町並保存会	上三之町保存区域
上二之町町並保存会	上二之町保存区域
上一之町大町会景観保存会	上一之町大町会保存区域
上一之町上町並保存会	上一之町上保存区域
神明町景観保存会	神明町保存区域
八幡町景観保存会	八幡町保存区域
寺内景観保存会	寺内保存区域
東山景観保存会	東山保存区域
下一之町景観保存会	下一之町保存区域
伝承芸能、史跡保存団体等	
高山屋台保存会	[国]・[県]有民 高山祭屋台（25基） 内からくり屋台4基
高山・祭屋台保存技術協同組合	高山祭屋台製作技術
高山市子供伝承芸能連合保存会	[市]無民 親子獅子舞 他 子ども伝承芸能
岩滝民謡保存会	[市]無民「しよがの踊り」
飛騨総社親子獅子舞保存会	[市]無民「親子獅子舞」
高山民謡保存会	[県]無民 高山おどり、[市]無民 飛騨やんさ
下切町金蔵獅子保存会	[市]無民 金蔵獅子
飛騨東照宮おかめ・獅子舞保存会	[市]無民 飛騨東照宮おかめ舞獅子舞
飛騨天満宮徳兵衛獅子舞保存会	[市]無民 飛騨天満宮獅子舞
千島白山神社獅子舞保存会	[市]無民 千島白山神社獅子舞
錦山神社徳兵衛獅子保存会	[市]無民 錦山神社獅子舞
新宮町伊勢神楽保存会	[市]無民 新宮町伊勢神楽、獅子芝居
宗和流四常社	[市]無 宗和流茶道

車田保存会	[県]無民 車田
江名子バンドリ保存会	[国]無民 江名子バンドリの製作技術
飛騨檜笠製造組合	[市]無 宮笠
小屋名しょうけ保存会	[県]無民 小屋名しょうけ
有道しゃくし保存会	[市]無民 有道杓子
高山「飾り物保存会」	[市]無民 飛騨高山の『飾り物』
赤保木史跡保存会	[国]史跡 赤保木瓦窯跡、[市]有 熊野神社本殿、[県]天 熊野神社のスギ 他
荏名古史跡保存会	[県]史跡 田中大秀墓 他
鍋山城史跡保存会	[県]史跡 鍋山城跡 他
上切町史跡保存会	[県]史跡 よしま古窯跡、[市]史跡 よしま住居跡 他
三福寺史跡保存会	[県]史跡 三仏寺城跡、[市]史跡 小丸山古墳 他
新宮町史跡文化財保存委員会	[市]史跡 虚空蔵の森、[市]天 新宮神社の大スギ、[市]有 新宮神社木像随神、梅鉢紋春慶手拭掛 他
松之木町文化遺産保存会	[市]史跡 旧平湯街道附馬頭観音一里杭 他
山口史跡保存会	[市]史跡 旧江戸街道 他
瀧覚坊史跡保存会	[市]史跡 吉野朝時代の伝説地 他
千島飯山寺管理組合	[市]有 飯山寺観音堂 飯山寺弁財天社 他
上江名子史跡保存会	[市]有 加茂神社神像 狛犬 仏像、[市]天 荒神社の夫婦スギ
松本町史跡保存会	[市]史跡 照蓮寺宣心 室さな姫の墓 他
名和会	[県]史跡 広瀬城跡
伊勢神楽保存会	[市]無民 伊勢神楽（神賑行事）
ひねりの舞保存会	[市]無民 ひねりの舞
荘川民謡保存会	[市]無民 千本搦ぎ、荘川甚句
一之宮町子ども会鬮鶏楽伝承会	[県]無民（[国]記選） 水無神社の神事芸能の中の鬮鶏楽
桐谷槍獅子保存会	[市]無民 槍獅子
金桶金蔵獅子保存会	[県]無民 国府町金蔵獅子
広瀬金蔵獅子保存会	[県]無民 国府町金蔵獅子
荒城神社無形文化財保存会	[県]有民 荒城神社獅子頭 他
上広瀬金蔵獅子保存会	[県]無民 国府町金蔵獅子

関係団体

主体	主な役割
岐阜県文化財保護協会	文化財保護巡視員による指定文化財等の巡視活動
飛騨・高山観光コンベンション協会、各観光協会	観光面での活用に向けた情報発信、イベント実施
高山商工会議所、各商工会	商工業支援
各まちづくり協議会	歴史文化遺産などの保存や活用による地域への愛着や誇りを育むための取組

美しいふるさと認証団体

主体	主な役割
各美しいふるさと認証団体	高山固有の伝統文化、文化財、景観等を守る活動

(4)-2 文化財保存活用支援団体

平成 30 年（2018）の文化財保護法の改正において、市町村が、地域において、文化財所有者等の相談に応じるとともに、調査研究を行う民間団体等を「文化財保存活用支援団体」として指定できることとされました。市内で、現在、指定された団体はありませんが、市が当該団体と、本計画の趣旨に沿って地域の目標やビジョンを共有しながら、協働して取り組んでいくことが期待されるため、「文化財保存活用支援団体」の指定を推進することとします。

(5) 教育研究機関

各小・中・義務教育学校で、その地域の特色ある講師等を選定し、様々な学習活動を行うことにより郷土教育を推進します。また歴史文化資源の調査や研究、また活用に当たっては、大学等の学術機関との連携により、学術的知見も重視した取組を推進します。

3 歴史文化資源の防災に係る体制

「岐阜県地域防災計画」「岐阜県文化財保存活用大綱」及び「高山市地域防災計画」「三町伝統的建造物群保存地区防災計画」「下二之町大新町伝統的建造物群保存地区防災計画」に基づき、指定文化財等の所有者又は管理者、本市、県の連携による歴史文化資源の防災に係る体制を確立し、防災への対応に努めます。

(1) 平時の備え

本市は、県と連携して、歴史文化資源の保存場所や避難経路等を検討し、歴史文化資源が被災しにくい環境づくりを推進します。指定等文化財のみならず、未指定文化財の把握に努めるとともに、本市、県、所有者等が一体となって歴史文化資源を災害から守る機運を高めます。

対応	指定文化財等の所有者又は管理者	市・県
防災思想の普及		文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不燃化建築による保存庫・収蔵庫の設置 ・ 建造物等に消火栓、消火器等の設置及び適切な保守点検や維持管理 ・ 火気の使用制限、施設内の巡視の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財防災台帳の作成 ・ 「文化財の防災の手引き」による管理・保護対策への指導・助言 ・ 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置の促進 ・ 岐阜県文化財保護協会による巡視の実施 ・ 文化財の保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。
教養型防災訓練	毎年、防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催し、火災予防を徹底する。	
避難その他の訓練	防火訓練の実施に努める。	
応急協力体制	災害が発生した場合に備え、県、消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。	県は、市町村教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制を確立する。

① 市町村間の相互支援体制

発災時における文化財の適切な保全に向けて、文化財の一時的な避難等、市町村間の相互支援体制について検討します。

② 文化財レスキュー事業の実施体制

平時の防災対策や発災後の措置について、文化財の所有者、地域住民、関係団体(文化財保護指導員、文化財保護協会、博物館協会、資料救済ネット、県建築士会、ヘリテージマネージャー等)が連携した文化財レスキュー事業の実施体制の整備を進めます。

③ 文化財防災センター（※）との連携

災害時における文化財の適切な保全に向けて、必要に応じ「独立行政法人国立文化財機構」に設置された「文化財防災センター（ブロック担当：京都国立博物館）」に対し、県を通じて要請を行います。

※文化財防災センター

- ・令和2年10月設置。本部は奈良文化財研究所内
- ・地域連携として6ブロックに分けられ、岐阜県は京都国立博物館の担当ブロック（富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、兵庫県、岐阜県）に編成

(2) 災害発生時に係る対応

本市は、県と連携して、災害発生時における被害の最小化を図るため、被害報告、被災文化財の対策を推進します。

対応	指定文化財等の所有者又は管理者	市・県
被害報告	被害の状況を市に報告する。	市は被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を実施する。
被災文化財の対策	安全を確認し、専門家等の指導を受けた後、被災文化財の救出及び応急手当や被害拡大防止のための移動の検討を行う。	高山市文化財審議会委員や岐阜県文化財保護審議会委員等の専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可能な限り維持するよう所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策の指示・指導をする。

高山市文化財保存活用地域計画

令和7年3月 発行

令和7年7月 認定

令和7年9月 修正

発行 高山市

編集 高山市教育委員会



令和5～6年度
地域文化財総合活用推進事業